

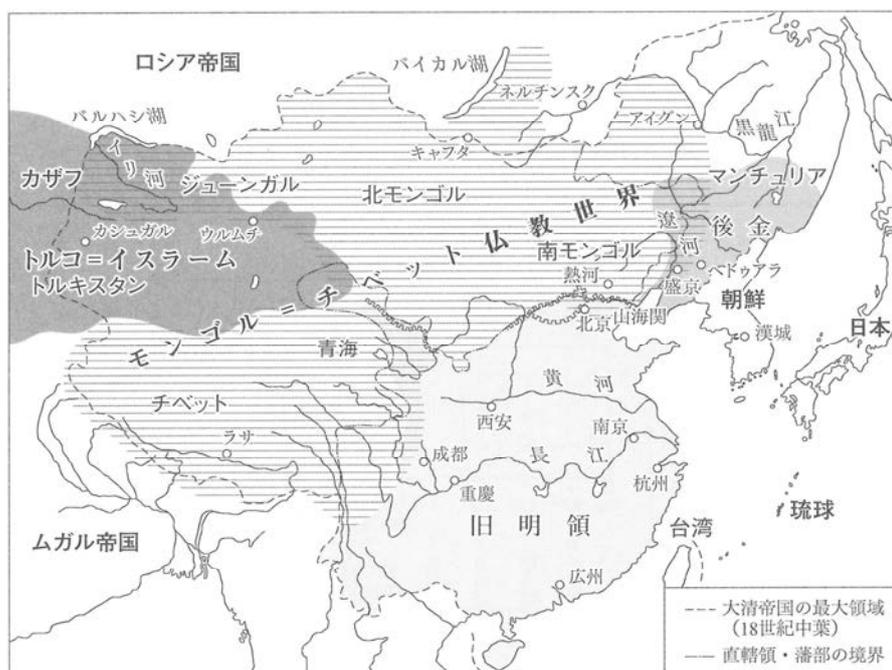
杉山 清彦（東京大学大学院総合文化研究科・准教授）

はじめに

大清帝国とは、マンジュ（manju 満洲）人と呼ばれる人びとが 17 世紀にマンチュリア（満洲）¹に建国し、18 世紀にかけてユーラシア東方で大発展を遂げた、「大清」を号する帝国の謂である。1750 年代に最大に達したその版図は、王朝興起の地マンチュリアから旧明領の漢地（中国内地）、さらにモンゴル・チベット・東トルキスタンへと広がるに至り、その 300 年にわたる支配は、現在に至るまでのユーラシア東方の国家や民族のまとまりの原型を形づくった（下図参照）。世界史上におけるその重要性は、言を俟たないであろう。

その軍事的拡大と統治・運営において中心的役割を果たしたのが、大清特有の組織として知られる八旗制である。八旗は、一般には清代の軍制と説明されるが、この組織は単なる軍隊であるにとどまらず、文武の官員の人的供給源として機能する一種の社会集団・身分集団であり、またマンジュ人を中核としつつも、それにと

どまらずモンゴル人・漢人・朝鮮人、さらにはロシア人・チベット人なども含む多民族組織でもあった。だが、制度の全体像と内実の具体像はなお研究の途上にあり、また広域統治との関わりについても、地域別・分野別の整理に止まって、全体像やメカニズムの解明には至ってい



*杉山清彦 2015, p.ix

¹ ここでは、現在の中国東北部（遼寧省・吉林省・黒龍江省）の東半とロシア沿海州（沿海地方・ハバロフスク地方南部）とにまたがる、歴史的にツングース系住民が主体となってきた地域をマンチュリアと呼ぶ。語源は「マンジュ/manju/満洲」の語であるが、これは本来民族名であって地名ではなく、18 世紀末以降、欧米語や日本語で地域名に転用されたものである。また、20 世紀前半に日本で用いられた「満洲」は、ロシア（ソ連）領を含まない一方で、遊牧地域である現在の内モンゴル自治区を含むという政治的な設定であるので、歴史的なマンチュリアとは一致しない。

ない。その理由の一つは、長い間社会経済史が学界の主流を占め、制度史・軍制史が低調であった点にある。いま一つは、八旗制が狭く軍制とのみみなされて、統治機構としては捉えられてこなかった一方、元来慣習法的な組織であるので、制度の枠組みやその運用がじっさい捉えにくいという、八旗制研究自体の問題点にある。

そこで本研究は、この国家を、漢人（漢民族）とその社会のみを念頭に置いた中国史の文脈から「最後の中華王朝・清朝」と捉えるのではなく、マンジュ人が建設し、モンゴル人・漢人らと協同して運営するユーラシア東方の多民族帝国、すなわち「大清帝国」という観点から、広域・多民族統治の制度的枠組みと運営の実態とに迫ろうとするものである。その際、軍制、地方行政、民族など分野別に分れてしまっている研究の現状に鑑みて、八旗を軸に据えて、その捉え直しを試みたい。

1. 大清帝国の形成と八旗制

1.1 大清帝国の形成と発展

まず前提として、帝国形成の歴史的展開と八旗制の概況を整理しておく。

大清帝国の君主と支配層を出したマンジュ人は、東北アジアの森林地帯に住まうツングース系の人びとであり、かつて12世紀に金帝国を建てたジュシエン（jušen 女直、女真）人の後身である。彼らは遊牧民ではなく、集落をつくって畑作農耕と牧畜・狩猟を営んだが、一方でモンゴル同様騎射に長け、文化面でも、漢字ではなくモンゴル文字を改良したマンジュ文字を用いて、自分たちのマンジュ語（ジュシエン語）を表記した。

ジュシエン人は、15～16世紀にあつては明の間接支配下で大小の領主たちが割拠・抗争していたが、その中から擡頭したヌルハチ（1559-1626）が一代で統合を果し、1616年にハン²位に即いた（後金国）。ヌルハチは、統一過程で傘下に従えた諸勢力を八旗制の下に組織し、その軍事力を背景に明と開戦した。彼とその後を継いだ第2代ホンタイジ（1592-1643）は、対明戦争の一方、西方・北方に隣接する内モンゴル（南モンゴル）の諸集団に接触を広げ、和戦両様の手段で勢力を拡大していった。

当時のモンゴル（北元）³は、13世紀以来の大ハーンが君臨する一方で、外モンゴル（北モンゴル）³・内モンゴルに多数の首長が割拠しており、さらに西モンゴル（ジュンガル盆地～イリ地方）・青海地方には、北元の宗主権下にあるものの、部族系統を異にし大ハーンの統制に服していないジュンガル、ホシュート、トルグートなどのオイラト系の諸集団が展開していた。このような状況下、北元の大ハーンであるチャハル部のリンダン＝ハーンが1634年に急死し、この隙を衝いて後金ハンのホンタイジがチャハルを征服した。ホンタイジは、これを契機として1635年に民族名をジュシエンからマンジュと改め、1636年に国号を「大清＝ダイチン daicing」と定めて、皇帝を称した。これは、漢語としてはモンゴルの「大元」以来の抽象的な2字国号（漢、唐などは地名由来の1字国号）であり、マンジュ語・モンゴル語では「勇戦」の意を持つ、多言語で対応した国号である。これが大清帝国の樹立

² トルコ・モンゴル系の君主号で、皇帝に相当する称号。当時のモンゴル語ではハーン（qayan）、ジュシエン（マンジュ）語ではハン（han）という。

³ モンゴル高原一帯に相当し、ハルハと呼ばれる部族集団が展開したので、ハルハ、ハルハ＝モンゴルとも呼ばれる。

であり、経緯と国号が示すように、モンゴル帝国を継承するユーラシアの帝国であった。

1644年に明が内乱で内部崩壊すると、第3代順治帝（位 1643-61）は山海関の関門を越えて北京に入り（入関）、以後40年にわたる漢地征服戦が展開される。第4代康熙帝（位 1661-1722）は、1683年までに南明・三藩・鄭氏台湾を制圧して旧明領を平定するとともに、北方でも、黒龍江流域に進出していたロシアの勢力と対峙して、1689年に自らの優位の下ネルチンスク条約を締結してロシアを閉め出し、南北の懸案を解決した。康熙帝はまた、リンダンの孫ブルニ親王の反乱（1675年）を機にチャハル王家を取りつぶして内モンゴル支配を完成させ、外モンゴルのハルハ部も、1688年に始まるジュンガルのガルダン＝ハーンの侵攻でモンゴル高原を逐われると、救援を求めて1691年に臣従を誓ったので、内外モンゴルが支配下に入ることとなった。ジュンガル帝国との抗争は70年に及んだが、その過程で、チベットを押えていた青海ホシュート王国を制圧して、青海・チベットからジュンガルの影響力を排除し、チベット仏教の保護者としてダライ＝ラマの大檀越（檀家）の座も獲得した。そして1750年代、第6代乾隆帝（位 1735-96）は、内乱の機に乗じて宿敵ジュンガルをついに打倒し、西モンゴル・東トルキスタンを併合して、これを「新疆」（新しい領域の意）と名づけた。ここに帝国は最大版図に達したのである。

1.2 八旗制とその展開

この軍事的達成の主力となったのが、八旗である。そこで、八旗制の概要、および帝国統治との関わりについてまとめてみよう。

八旗はマンジュ語でジャクン＝グサ（*jakūn gūsa*）、すなわち「八つのグサ」という。グサとは集団、軍団という意味であるが、八つあるグサは黄・白・紅・藍四色の縁取りのない旗（正）・ある旗（鑲）の軍旗によって区別されたので、旗と称されるのである。

基本単位はニル（*niru*、漢語訳は佐領）と呼ばれる組織で、兵役・労役に服する成年男子（壮丁）100～300名（数は時期により相違、標準は200名）を供出する集団である。出征・狩猟時の動員や租税・労役の賦課、戦利品の分配などあらゆる行為はニルを単位として均等に行なわれた。ニルは、行政単位・社会組織としてみた場合は、これら徴発対象となる壮丁だけでなくその家族・奴僕、および居宅・耕地・家畜などを含む一つの集落・集団であり、他方、軍制単位としてみた場合は、そこから抽出された部隊を指した。このような意味で、八旗は軍事組織であると同時に行政・社会組織であったのである。

このニルが5～十数個（数は旗・時期により相違）で中間単位のジャラン（*jalan*、漢語訳は参領）を構成し、5ジャランで1グサを構成した。各単位にはそれぞれニル＝ジャンギン（*nirui janggin*、漢語訳は組織名称と同じく佐領）・ジャラン＝ジャンギン（*jalan i janggin*、同じく参領）・グサ＝エジェン（*gūsai ejen*、漢語訳は都統）という長官が任じられて指揮・管轄に当り、また副司令官として2人のメイレン＝ジャンギン（*meiren i janggin*、同じく副都統）が置かれた。やがて征服の進展にともなって、蒙古・漢軍のニル、ついでグサも編成され、各旗内は入関までに満洲・蒙古・漢軍の3隊からなるようになった。これが八旗満洲・八旗蒙古・八旗漢軍である。これらピラミッド的組織の上には、

旗王と呼ばれる嫡系王族が分封されて旗下の旗人・ニルを支配し、皇帝自らも鑲黃・正黃・正白の三旗（上三旗という）を直率した。

このような階層組織体系と一族分封制は、モンゴル帝国をはじめとする中央ユーラシア国家と共通のものであるが、一方で八旗制独自の特徴は、その強い凝集力、求心性である。モンゴルやジュシェンの諸勢力は、分割相続の慣習とそれにとまなう分居のために勢力の分裂を繰り返してきたが、創業者のヌルハチは、服従した勢力を全て旗王の属下と位置づけて、自らの一族のみによる支配という原則を打ちたてた。一方、旗王たちに対しては空間的な領土分封を行わず、主従関係のみを設定して君臣ともに首都に集住させた。これによって王族の内乱や地方軍隊の自立化を未然に防ぎ、長期にわたって求心力を維持することが可能となったのである。

入関後、首都北京には八旗本隊（禁旅八旗、京旗）が、また全国の要地にはそこから分派された駐防八旗が駐屯して、明制の中央・地方官と並存した。八旗に属する人びとは、旗籍に登録されて都統以下八旗各官の管轄を受け、民籍に登録され府州県の管轄下にある一般の民人とは、戸籍・居住地・司法管轄などあらゆる面で区別された。地方の駐防八旗の指揮は將軍（*jiyanggiyūn*）以下各級の現地司令官が掌ったが、部隊の人事・戸籍・給与など軍政面は、禁旅八旗と同じく北京の戸部・兵部と当該旗の都統が関与・管理することとなっていた。このように指揮命令系統（現地の駐防司令官）と部隊の所属（北京の各旗本部）とが截然と分けられて組み立てられていたために、清代、中央・地方ともにマンジュ人支配層内部の反乱が一切起らなかったことは、世界史上特筆されてよい。

このような制度体系は、領域の拡大とともに八旗の外側にもアレンジして適用されていった。すなわち、内属したモンゴル集団は直接八旗に編入して八旗満洲や八旗蒙古に組織する一方、内モンゴルのホルチン部や外モンゴルのハルハ部など牧地に留まったまま服属した諸勢力に対しては、その首長に王公爵を与え、麾下の集団をジャサク旗（*jasak*、ザサク旗）という形式に組織して、参勤と軍役の義務を課したのである。ジャサク旗の内部は八旗に擬えた階層組織からなり、その長を、八旗の旗王に相当するジャサクに任じて支配させた。ジャサク旗のほとんどはモンゴルであり、服属したモンゴル諸侯の遊牧集団は旗（モンゴル語ではホショー *qosiyu*）・佐領（ソム *sumu*）に編成され、さらに複数のザサク旗で盟（チュールガン *čiyulyan*）を構成した（盟旗制）。内モンゴルは6盟49旗、外モンゴルは4盟86旗が編成され、さらに青海ホシュート部やハミ・トゥルフアンのムスリム首長にもジャサク旗制が適用された。ジャサク旗には、所定の訓練時や有事の際に遊牧騎兵を供出することが義務づけられていた。

これらジャサク旗の展開した地域の首長たちは、八旗の旗王と同格の王公爵を与えられて外藩王公と位置づけられ、その集団・領域は外藩・藩部と呼ばれた。現地での統治の実務は、爵位や官職を授けられた在来の首長や官員が、派遣されてきた監督官・駐留軍と協同して当った。外藩統治のための機関としては、理藩院がおかれたが、これは接遇や事務を担当するものであって、礼制上は、宗室王公と同格の位置づけを与えられた外藩王公が上位であった。

他方、ブルニの乱で王家が断絶させられたチャハルは、北京西北方の張家口方面に移されて、自らのジャサク王公を戴かず都統が管理するチャハル八旗に再編された。このように、全モンゴルが一律にジャサク旗とされたわけではなく、都統・総管などの駐防武官に統轄されたもの、八旗本体に編入

されたものなど、臣属の事情や把握の度合いに応じて数段階が使い分けられていた。

広域にわたる治安維持・対外防衛に当っては、要地に駐留する駐防八旗が、将軍や都統・副都統といった駐留軍司令官の指揮下、治安維持や監督に当たった。補助兵力としては、漢人で編成した緑營（緑旗）と呼ばれる治安部隊が北京および領内各地に展開した。常備軍である緑營の兵員数は約 60 万人もの規模を誇り、歩軍統領・提督などの緑營武官、将軍以下の駐防武官、総督・巡撫以下の地方長官が指揮した。ただし、部隊は汛と呼ばれる数人～十数人の単位に分散されて配置されており、駐屯軍というよりは警察に近い存在であった。有事の際は、主に漢地では緑營兵、内陸アジアではジャサク旗兵が動員され、主力の八旗とともに軍事力を構成した。なお、北京の理藩院や各地の駐防官など、外藩の地域に関わる軍事・統治は宗室を含む旗人の専管事項であり、漢人官僚は原則として関与することができなかった。

以上の経緯で形成・運営された巨大な版図は、故地マンチュリアと漢地とからなる直轄領と、間接支配の布かれた藩部とに二分、またはマンチュリア・漢地・藩部に三分されて説明されることがふつうである。すなわち、直轄領においては、マンチュリアを特別行政地域とし、漢地については明の体制を踏襲して皇帝が中央主要官庁と全国の地方官を直接統轄して統治し、とりわけ地方においては総督・巡撫から知府・知県までの各級地方官が支配に当たったとする。他方、藩部では、理藩院の管轄の下でモンゴル王公、チベット仏教のラマ、ムスリム有力者のベグといった現地の支配層・有力者層が、従来の支配を認められていた、と説明されるのである。

だが、帝国支配の要であるはずの八旗は、軍制として切り分けられて捉えられてきたため、このような支配構造の説明と、上述した八旗およびジャサク旗などの説明とは、接合しないままとなっている。そこで、二分法・三分法で位置づけの揺れるマンチュリアと、環境・住民・生業面で多様である新疆を焦点として取り上げ、広域・多民族統治のあり方とその枠組みについて検討したい。

2. 大清帝国の軍事拡大と広域統治の展開

2.1 マンチュリア支配の展開

マンチュリアが漢地と同列に捉えられたり別々に扱われたりするの、最末期の 1907 年まで総督・巡撫が置かれず、盛京將軍・吉林將軍・黒龍江將軍の駐防三將軍が統轄していたため、皇帝に直属するという点では直轄領として、他方、漢地同様の省制がとられなかったという点では別個の統治体制として、異なる説明が可能だったからである。いずれにせよ、そもそもマンチュリアは基本的に旗人の世界であったため、ふつうなら並存しているはずの府州県官など民政官が一部を除いて置かれておらず、これら八旗系統の駐防將軍が該地の最高責任者であった。

故地であるマンチュリア統治の要となったのは、入関前の国都であり入関後も清一代を通して陪都（副都）とされた、盛京すなわち瀋陽である。瀋陽は 1634 年にマンジュ語でムクデン=ホトン (mukden hoton, 「興起する都城、盛んなる都城」の意)、漢語で盛京城と命名され、入関後は留守部隊、いわゆる盛京駐防がおかれた。この司令官の鎮守総管（鎮守盛京等処総管）が、盛京將軍の起源である。司令官職は第 2 代イェクシュのときの 1646 年にアンバン=ジャンギン (amban janggin, 昂邦章京) とされ、1662 年に鎮守遼東等処將軍（遼東將軍）と改称された。「遼東等の諸地を鎮守する將軍」の意

である。將軍はその後 1665 年に鎮守奉天等处將軍（奉天將軍）、1747 年には鎮守盛京等处將軍と改称され、以後盛京將軍として知られるようになる。他方、管下の民人統治に関しては、1653 年にまず遼陽府、ついで 1657 年にこれを廃して奉天府がおかれ、長官の府尹以下各官が民政系統を掌った。つまり都市名としては瀋陽、陪都としてはムクデン=ホトン・盛京城、また民政機関としては奉天府であり、そのもとで旗人は將軍以下の八旗官、民人は府尹はじめとする民政官に、それぞれ管轄されたのである。

さらに北方に対しては、ヌルハチ時代以来、松花江流域・沿海州方面のツングース系などの諸集団を強制移住（徙民）させて八旗に編入する一方、より遠方の黒龍江方面の住民に対しては、辺民として基本的に毛皮貢納のみを課し、駐留部隊を配置して監督するという二段構えの方式で臨んだ。特に辺民制度は、以後黒龍江下流域・サハリン（樺太）の把握・統治に適用され、統治の拠点となった牡丹江（フルハ河）上流の要地ニングタ（寧古塔）には、夙く 1625 年以来駐防が置かれた。

当初の体制は総じてゆるやかなものであったが、これを一変させたのは、1640 年代に入関と入れ替るようにして黒龍江流域に姿を現した、ロシア勢力の活動であった。毛皮を目当てに侵入し、拠点を構築するなどのロシアの活動は、マンチュリアを故地とする大清帝国にとっては座視しがたく、1652 年に鑲藍旗満洲メイレン=ジャンギンのシャルフダを駐防メイレン=ジャンギンに起用してニングタに進出させ、対ロシア作戦の指揮に当らせた。シャルフダは翌 1653 年にアンバン=ジャンギンに昇格し、ここにニングタ駐防は盛京アンバン=ジャンギン管下から自立することとなった。これが吉林將軍の起源である。1662 年にアンバン=ジャンギンは盛京將軍と同じく鎮守寧古塔等处將軍と改称された。このニングタ將軍が松花江・黒龍江流域～沿海地方の担当官として、当面の対ロシア作戦と現地住民支配の責任者となる。

当時の重要拠点は、このニングタと松花江上流の要地ギリン=ウラ（吉林烏拉）すなわち吉林であった。1671 年、まずニングタの副都統（メイレン=ジャンギン）1 員が吉林に移駐し、1676 年にはニングタ將軍も吉林に移り、以後ここを拠点とするようになる。吉林駐在のニングタ將軍は 1757 年に正式に鎮守吉林等处將軍と改称され、吉林將軍の称が定まった。他方、ニングタには副都統が別置され、このニングタ副都統が以後 18 世紀末まで辺民支配の中心となる。

ロシアとの対決は長期戦となったが、南方で三藩の乱が続いている間（1673～81 年）は本格的に対応する余裕がなく、逆にマンチュリアから南方に派兵しなければならなかった。しかし、康熙帝は三藩の乱を平定すると、ただちにロシア対策に乗り出し、1682 年にニングタ將軍バハイ・ニングタ副都統サブスにアイグン（瓊琿）進出を命じた。そして翌 1683 年、副都統サブスを鎮守黒龍江等处將軍に任じ、ニングタ將軍管下から独立させた。これが黒龍江將軍であり、ここにマンチュリアの駐防三將軍が出揃った。1684 年にアイグンの黒龍江新城が完成すると、黒龍江將軍が移駐してロシアとの対決に臨み、1689 年のネルチンスク条約締結に至ることになる。以後、黒龍江將軍は、北京の理藩院とともに対ロシア外交の責任者となった。

だが、まさにこれと入れ替りに浮上したのが、西方からのジューンガル帝国の脅威であった。1688 年にハルハ部を駆逐して外モンゴルを制圧したガルダン=ハーンは、1690 年には内モンゴルまで迫り、1697 年にガルダンが没するまでの 10 年弱の間、これへの対応が北方最大の課題となる。康熙帝は、

東方からモンゴル戦線を軍事的に支えるため、大興安嶺東方からの戦力調達を推進し、黒龍江方面を中心に八旗駐防体制の強化をはかった。このため、黒龍江将軍は新たにジューンガル対策を任とするようになり、1690年にまず南方のメルゲンに、ついで1699年にはチチハルに移駐して、以後この地に鎮してモンゴル高原に睨みをきかせた。ガルダンの死後、前線ははるか西方のアルタイ山脈方面に移るが、大清帝国にとって対ジューンガル関係が最重要のファクターであり、マンチュリア～内モンゴル東部がその後方基地であることは変らなかった。動員体制と制度整備は、ジューンガル滅亡で戦争が終結する1750年代まで続き、一連の軍事作戦にはマンチュリアの駐防部隊も出征した。

以上のように、マンチュリアでは入関以降の約40年間に三将軍と陪都からなる統治体制の大枠が定まったのであり、それを促した要因は、ロシアの東方進出とジューンガルの軍事的脅威であった。これと対応して、奉天（盛京）将軍が陪都鎮守・祖陵守護の役割を務め、黒龍江将軍が対ロシア交渉とジューンガル対策とを担当し、他方、当初ロシア対策のため設けられたニングタ（吉林）将軍は、黒龍江将軍析置後は毛皮徴収制度を根幹とした辺民統治に特化したのである。マンチュリアの広域・多民族統治は、けっして静態的・自己完結的な少数民族支配や、南方からの漢人の入墾・開拓の歴史で語れるものではなく、シベリア・中央アジアの動向と直結し、漢地の情勢と連動する中で構築・運営されたものと捉えなくてはならない。

2.2 新疆支配の展開

新疆は、最後に獲得した大領域であり、天山山脈以北の草原地帯と以南の砂漠・オアシス地帯という、環境・生業・住民構成いずれの面でも多様性をもつエリアである。このため、支配のあり方もいっそう複合的であった。

ジューンガル帝国は君主位継承をめぐる紛争から内部崩壊に向い、1750年代には内乱状態となった。1755年、乾隆帝は、この機を捉えて八旗・ジャサク旗・緑営からなる5万の遠征軍を送り込んだ。遠征軍はほとんど抵抗を受けないままイリ溪谷に到達し、わずか100日間の作戦で、70余年にわたりユーラシア中央域で強盛を誇ってきたジューンガル帝国は滅亡した。だが、戦後処理をめぐる、旧ジューンガル麾下のオイラト系諸勢力と衝突が生じ、結局1757年に再征服する事態となった。このときの徹底的な掃蕩戦と、占領後の天然痘の流行があいまって、天山以北の遊牧民社会は壊滅的打撃を受け、勢力分布・住民構成は一変することとなった。他方、トルコ系ムスリム⁴が割拠するタリム盆地のオアシス地帯は、本来積極的に占領・統治する必要や意欲の薄いところであった。しかし、ジューンガルの旧領を放置するわけにはいかず、1760年までに東トルキスタン⁴を占領した。これが新疆の成立である。その後、占領統治がひと段落ついた1779年、ヴォルガ川流域にいたオイラト系モンゴルのトルグート部長ウバシが、年々強まるロシアの圧力を避けて故地への帰還を決断し、7ヶ月をかけてイリ地方へ来到した。140年ぶりのトルグート部の東方帰還は大いに歓迎され、乾隆帝はこれをジャサク旗に編成してジュンガリアに牧地を与えた。ここに大清領「新疆」の大枠が固まったのである。

⁴ 東トルキスタンのオアシス住民は、このころおおむねトルコ語（東部方言）を話し、イスラームを信奉するようになっていたが、帰属意識はオアシス単位であって総称はなく、20世紀前半に至って「ウイグル」を名乗るようになった。

このような経緯をへて併合された新疆は、元来単一の地域ではなく、「旧ジューンガル領」というまとまりにしかすぎなかった。このため、各地域の状況に合せ、それぞれに対する統治体制がしかれた。乾隆帝は、南モンゴル・マンチュリアから混成の駐屯軍をはるばる送りこんで、空白となったイリ地域に駐留させることにし、総司令官として 1762 年に総統（総管）伊犁等处將軍、すなわちイリ將軍を設置した。「イリなどの地を総統する將軍」の意である。遊牧が主体の天山山脈以北の地域は北路と呼ばれてイリ將軍が統轄し、將軍の駐したイリ河北岸の惠遠城が統治の中心となった。以後、駐屯部隊が段階的に展開し、1771 年までにマンジュ營・シベ營・ソロン營・チャハル營・オイラト⁵營からなるイリ駐防八旗が成立した。イリには、將軍に次ぐ参贊大臣も置かれて補佐に当たったほか、タルバグタイにも参贊大臣が駐し、属僚の協辦大臣・辦事大臣、八旗の駐屯司令である領隊大臣を率いて軍事・行政を統轄した。

1772 年には、東路と呼ばれたハミ・トゥルファンなど東方の地域を統轄するため、要衝ウルムチ（烏魯木齊）にウルムチ都統が置かれた。東路は服属時期も早く、漢地とのつながりも深かったため、甘肅・陝西地方の官員・軍隊がウルムチ都統と連携して統治に当たった。その下ではバルクル・ハミ（コムル）などに協辦大臣・領隊大臣が駐し、またウルムチ提督率いる緑營も指揮下にあった。これらに対し、オアシスが散らばる南路では主要都市に駐留部隊が置かれ、カシュガルには参贊大臣が配置された。ただし、住民構成が激変した北路と異なり、在地ムスリム社会が各オアシスに存する南路では、在地社会への干渉と負担を極力避けるため、駐留兵力は最小限に抑えられた。

以上の統治体制の下で統治・駐留に当り、また管制を受けた将兵や官員の系統は、5 つに大別される。第一は、国軍基幹でありイリ駐留軍の主力となった八旗である。イリ駐防八旗は、約 1 万 2000 の兵力を擁し、八旗満洲・蒙古兵からなるマンジュ營と、ツングース系のシベ・ソロン、モンゴル系のチャハル・オイラトの四營からなる、民族的名称を冠した部族營といわれる部隊とに大別される。このうちオイラト營の一部を除くほとんどの兵員は、旧ジューンガル領域外から家族同伴で移駐してきており、現地に旗人社会を形成した。ただし、同じ部族營といっても、シベとソロン左翼が集落をつくって農牧業に従事したのに対し、チャハル・オイラトとソロン右翼は草原に展開して遊牧を営んでおり、八旗それ自体の多様性を体現していた。

第二は、緑營の漢人部隊である。緑營の主力は甘肅・陝西からの派遣であり、一定年限で交替する換防兵として、各地に交替で派遣された。3000 余名のイリ地域の部隊は 1778 年に駐防に切り替えられ、八旗とは別に提督以下の諸官に統轄されたが、全体としてはイリ將軍が指揮した。

第三は、漢人の民人に適用された州県制である。民人の多い東路においては、管理のために州・県が設置され、在住漢人はウルムチの鎮迪道・迪化州（ウルムチは当時迪化と呼ばれていた）、バルクルの鎮西府の管下に置かれた。

第四に、タランチと呼ばれたトルコ系ムスリム農民の管理に当たった、ベクと呼ばれるムスリム官員である。長官のハーキム=ベク、副長官のイシック=アーガー=ベク以下、多数のベクが任用され、トルコ系ムスリムの統治に当たった。

⁵ 旧オイラトは、マンジュ語でオーロト（厄魯特）と呼ばれた。

第五は、八旗に属さない遊牧集団に適用したジャサク旗制である。ジュンガリアにおけるジャサク旗編成は1756年のオイラト再乱で断念されたが、新疆成立後に東帰したトルグート部を迎え入れるに当って、ジャサク旗制がとられたのである。1771年に来到したトルグート集団は旧トルグートと呼ばれ、旧トルグート南路四旗とホシュート中路三旗として天山南路のカラシャールに拠った。イリ北方では、旧トルグート東路二旗・旧トルグート西路旗、旧トルグート北路三旗が展開した。これらは総数およそ7万人に上った。ジャサク旗制は東路ではムスリム君侯にも適用され、早く1697年にハミのウバイドウッラー、1754年にはトゥルファンのエミン=ホージャをジャサク旗に編成している。

このように、旧ジュンガル領であった新疆は、統治制度のみならず住民構成自体が根本から変貌しており、かわって大清帝国の根幹たる八旗を核とした新たな体制がとられたのである。そこでは、同じ空間でも兵員は旗営か緑営、一般漢人は州県、タランチ農民はベク、モンゴル・オイラト牧民は旗営かジャサク旗に管轄されたのである。

2.3 モンゴル・チベットの展開

マンチュリア・新疆と並んで広大な面積を占めた独自の地域は、言うまでもなくモンゴルとチベットである。ここでは、両地域との対比の面にしばって整理しておこう。

モンゴルは、1.2節で整理したように、内モンゴル6盟49旗、外モンゴル4盟86旗という多数のジャサク旗が編設され、さらに青海地方や内モンゴル西端のアラシャン・エチナ地区、外モンゴル西部のホブド地区などにも、ホシュート・トルグートなどオイラト系のジャサク旗が数十旗編成された。これらは謂わば外様大名であり、それぞれ独自の首長を戴き、軍役の提供という形で軍事力の保有を公認された遊牧集団であった。このため、その統括と軍事指揮のために外モンゴルにウリヤスタイ定辺左副将軍、ハルハ副将軍が置かれたが、大兵力の駐防八旗を駐留させることはなかった点が特徴である。これに対し内モンゴルには、駐留軍が配置されたり、より緊密に統轄に当る官が置かれ、チャハル八旗を統轄するチャハル総管、フフホトに駐留する綏遠城将軍、オールドス方面を担う寧夏将軍などが設置された。ただしこれらは、長城線周辺に位置するけれども、外モンゴルに備えたというよりは、元来対ジュンガル・ホシュートの防衛線・後方基地を担うものであった。

また、チベットにおいては、1720年代に青海ホシュート部に代ってチベットの保護権を手にした際、ダライ=ラマ政庁に対する監督官・連絡役として西藏辦事大臣を置き、1750年代以降、より強い権限をふるうようになった。これが駐藏大臣であるが、あくまで軍事顧問・連絡役に留まり、手兵は1500程度で、他地域と比べると非常に少数であった。チベットを含む帝国の西南方面に対しては、成都に置かれた成都将軍指揮する四川駐防が安全保障の役割を担ったが、相当な遠距離である上、その設置はジュンガル滅亡後の1776年と遅く、その点でも、チベットは政治的・軍事的な実効支配下にあったとは言いがたかった。

3. 大清帝国の広域統治体制の特質

以上、一般には漢地とともに直轄領に数えられることが多いマンチュリアと、藩部として括られる諸地域を横断的に見渡したが、これらを通して次のような特徴を指摘することができる。

第一は、直轄領とされるマンチュリアと藩部の新疆は、いずれも八旗系統の大兵力が配置されて中央の指揮に服したことである。マンチュリアでは、盛京將軍・吉林將軍・黒龍江將軍の三將軍が、それぞれ1万以上の大部隊を率いて軍事・行政両面を統轄していた。新疆では、イリ將軍は八旗だけで2万を超える大軍を統率し、さらに2万近い緑營兵と約6000のジャサク旗兵をも指揮した。これは、数十万～100万以上の兵力を抱え10万単位で動員する農耕社会の中国史の感覚からすると、とても大軍とはいえないように思えるかもしれないが、ユーラシアの騎馬軍団の正規兵は一般的に少数精鋭であり、例えば先にみたようにジューンガル帝国を滅ぼした際の遠征軍がわずかに5万、あのチンギスカンの軍隊でさえ、基幹戦力は10万1000にすぎなかった。それからすると、マンチュリアの三將軍やイリ將軍の指揮下の戦力は、大兵力ということができよう。漢地に展開した戦力と比べても、漢地各地の駐防八旗の兵力は3～6000人程度であり、八旗制の面からみても、マンチュリアと新疆の軍事力は大きなものであった。

他方、封建軍であるジャサク旗が全面的に展開する内外モンゴル・青海では、これに対し優位を占めうる戦力を配置することははじめから不可能であり、むしろ監督・管理にのみ注力し、有事の際に指揮を執るための官制がとられたといえよう。さらに、そもそも実効支配を行なっておらず、その志向もなかったチベットに対しては、將軍職は置かれず駐防八旗の進駐もなく、軍事顧問団の派遣程度にとどまった。このように、「直轄領／藩部」の線引きは、絶対のものではなかった。

第二は、これらの上層官職は官制上非常に高い位置づけが与えられており、旗人の大官が任用されたことである。マンチュリア統治においては、創立期に長く盛京アンバン＝ジャンギンを務めたイェクシュは明代以来ニングタ附近に拠ったニマチャ部族の首長家出身（1610年帰順）、またニングタ＝アンバン＝ジャンギンに起用されたシャルフダは黒龍江フルハ部の出（1625年帰順）で、いずれも故地に精通しているとともに、それぞれ正紅旗都統・鑲藍旗副都統など八旗中央の要職を歴任した大官であった。また、初代黒龍江將軍となったサブスの家系はトゥメン（豆満・図們）江下流域の豪族で、サブス自身もニングタ將軍配下から累進している。このように初期のマンチュリア統治においては、かつての在地首長クラスの旗人大官が起用されて、ゆかりの地を統轄していた。

また、ジューンガルの旧地に置かれたイリ將軍の使命は、宿敵の本拠だったイリに鎮してその再興を阻止するとともに、カザフ、さらにはロシアに相對することにあつた。その重要さは人事にも表れており、イリ將軍をはじめとする駐留軍幹部には宗室・上級旗人クラスが多く任じられ、重職という位置づけがなされていた。初代イリ將軍となったミンシュイ（明瑞）は、マンジュ名門のフチャ（富察）氏の出で乾隆帝の皇后の甥に当り、弟のクイリン（奎林）、従弟のミンリャン（明亮）も後にイリ將軍となっている。また後任のアグイ（阿桂）は、内閣大学士を務めた雍正・乾隆兩朝の重臣アクドゥン（阿克敦）の子で、自身も内閣大学士・軍機大臣として乾隆後半期の文武官界の重鎮となった。彼らは充て職で在任したのではなく、アグイ・ミンシュイは一連のジューンガル戦争で活躍しており、さらにその後北京に戻って中央の重職にも就いているように、イリ將軍は中央・前線いずれでも重用される大官が任じられていたのである。

第三に、これらの地域は環境・生業・住民構成いずれの面でも多様・複雑で、それに合せた統治体制がとられた。マンチュリアには、森林地域で狩猟採集・牧畜に従事するツングース系の集団や草原

で遊牧するモンゴル牧民、都市や農村に住まう漢人の民人などが併存していたし、新疆では、遊牧民・農耕民・都市住民や王侯・兵員・農民・商人、マンジュ系・モンゴル系・漢人・ムスリムなど、多様なメルクマールで分類されるさまざまな人びとが住まっていた。これらは単一の系統の管轄下におかれることはなく、同じ空間に所在していても、兵員なら駐防将軍かジャサク王公、民人なら州県、ムスリムであればベクなど、属性に応じて管理されていた。このため、強制的同化やそれに伴う人為的摩擦などを引き起すことはなく、長期にわたる安定的な統治に成功したといえる。

第四には、これら広域にわたる多重的支配が展開・整備された背景には、ユーラシア規模の情勢が密接に関わっていたことである。その最大・共通のものが、西モンゴル・東トルキスタンに1世紀近くにわたって大勢力を築いたジューンガル帝国の存在である。17世紀中葉から18世紀中葉までの約1世紀間のユーラシア東半は、大清・ジューンガル・ロシアの三帝国の鼎立と角逐を基軸としており、大清帝国の版図拡大とその統治・防衛体制の整備は、その中で展開されたものであった。後世からは、現代中国につながるその領域は所与の前提として考えられやすく、また統治体制も中国史の枠組みで説明されることが多いが、あくまでマンジュ人がモンゴル人と協同して達成した版図を、ジューンガル・ロシアの動向と直結し、漠地情勢と連動しながら運営していったものであることを見落してはならない。

以上からあらためて帝国の広域支配の様相を眺めわたしてみるならば、将軍を頂点として八旗・ジャサク旗・州県がそれぞれ兵員・牧民・民人を管轄する多重的支配が行なわれていたという点で、遠く新疆とマンチュリアで並行した形態がとられていたということができよう。ふつう大清帝国の統治体制は「直轄領と藩部」として二分して整理され、その場合マンチュリアは直轄領、新疆は藩部と区別して把握されるが、むしろ、共通して旗人大官が八旗を率いて統治する非漢地の重地であったといえるだろう。さらに広域支配全体についていうならば、マンチュリアと新疆に限らず帝国全域において、八旗を固い核としながらさまざまな方式を対象・時期によって使い分け、大清皇帝がそれぞれに応じた多様な位置づけを以て臨むことで統治・統合していたことが看取される。その下で、帝国を構成する各部においては、在来の支配層・統属関係が、支配体制の中に位置づけなおされながら基本的に存続していた。一方で、それらへの楔として駐防八旗はじめとするマンジュ的軍事・行政系統を全土の要地に打ち込み、また帝国全体の統治はマンジュ人・旗人にのみ担わせて、この広大な領域を統御したのである。

八旗制を軸として帝国の広域支配を捉え直すと、以上のように約言できるであろう。本研究報告は鳥瞰的な素描を示したにとどまるが、具体的に追突すべき論点や分析すべき史料は当然のことながら厩大に存しており、上記の見通しの下、研究をさらに継続・拡大していきたいと考えている。

主要参考文献

石濱裕美子 2001『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店。

岡 洋樹 2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店。

岡田英弘編 2009『清朝とは何か』（別冊環⑩）藤原書店。

- 岡田英弘 2010 『モンゴル帝国から大清帝国へ』 藤原書店。
- 小沼孝博 2014 『清と中央アジア草原——遊牧民の世界から帝国の辺境へ』 東京大学出版会。
- 片岡一忠 1991 『清朝新疆統治研究』 雄山閣。
- 楠木賢道 1996 「黒龍江將軍衙門檔案からみた康熙二三年の露清関係」『歴史人類』24, (横組) pp.27-82.
- 佐口 透 1966 『ロシアとアジア草原』 吉川弘文館。
- 澁谷浩一 2008 「1723-26年の清とジュン=ガルの講和交渉について——18世紀前半における中央ユーラシアの国際関係——」『満族史研究』7, pp.19-50.
- 杉山清彦 2008 「大清帝国のマンチュリア統治と帝国統合の構造」左近幸村編著『近代東北アジアの誕生——跨境史への試み』北海道大学出版会, pp.237-268.
- 杉山清彦 2012 「イリ地域をめぐる帝国の興亡と国境の誕生——ユーラシアの中心から辺境へ——」窪田順平監修・承志編『中央ユーラシア環境史2 国境の出現』臨川書店, pp.6-59.
- 杉山清彦 2015 『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会。
- 野田 仁 2011 『露清帝国とカザフ=ハン国』東京大学出版会。
- 松浦 茂 2006 『清朝のアムール政策と少数民族』京都大学学術出版会。
- 宮脇淳子 1995 『最後の遊牧帝国——ジュンガル部の興亡』(講談社選書メチエ) 講談社。
- 宮脇淳子 2018 『モンゴルの歴史——遊牧民の誕生からモンゴル国まで(増補版)』刀水書房(初版2002)
- 柳澤 明 1997 「清代黒龍江における八旗制の展開と民族の再編」『歴史学研究』698, pp.10-21.
- 吉田金一 1984 『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』近代中国研究センター。
- 阿拉騰奧其爾 1995 『清代伊犁將軍論稿』民族出版社。
- 呉元豊・趙志強 1998 『錫伯族歴史探究』遼寧民族出版社。
- 叢 佩遠 2006 『中国東北史 第4巻(修訂版)』吉林文史出版社(初版1998)
- 定 宜荘 2003 『清代八旗駐防研究』遼寧民族出版社(初版1992)

〔附記〕本研究は、公益財団法人JFE21世紀財団による2016年度アジア歴史研究助成によるものであり、2年間にわたって実施した成果である。関係者各位に深く御礼申しあげるものである。